

東大阪市教育委員会令和4年3月定例会

1 日 時 令和4年3月18日(金)
開会 午前10時00分
閉会 午前10時43分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

| | |
|----------|---------|
| 教育長 | 土 屋 宝 土 |
| 教育長職務代理人 | 堤 晶 子 |
| 委 員 | 秦 卓 宏 |

(出席説明員)

| | |
|---------|---------|
| 教育次長 | 北 林 康 男 |
| 教育次長 | 諸 角 裕 久 |
| 学校教育部長 | 岩 本 秀 彦 |
| 学校教育部参事 | 森 田 好 一 |
| 社会教育部長 | 望 月 督 司 |
| 教育政策室長 | 永 吉 勝 則 |
| 施設整備室長 | 清 水 浩 明 |
| 学校教育部次長 | 杉 本 篤 史 |
| 学校教育部次長 | 出 口 源 一 |
| 社会教育部次長 | 中 西 正 人 |

(出席補助説明員)

| | |
|------------|---------|
| 学校教育推進室参事 | 鳥 居 淳 史 |
| 学校教育推進室次長 | 林 香 里 |
| 高等学校課長 | 奥 井 幸 史 |
| 社会教育課長 | 森 本 将 弘 |
| 社会教育センター館長 | 福 原 信 吾 |

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和4年3月定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、秦委員にお願いいたします。

なお、山中委員、田中委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告いたします。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第6号 第2期東大阪市教育施策アクションプラン改訂の件」から日程第11「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りをいたします。日程第5「議案第10号 市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園教職員（管理職）異動の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第6号 第2期東大阪市教育施策アクションプラン改訂の件」につきましては、当該プランの策定から2年が経過し、現状に即した再確認を行うなか、当該プランの改訂を行うものでございます。改訂箇所につきましては、まず23ページの学校屋内

運動場空調設備等整備事業において、学校屋内運動場への空調整備と老朽化の改修を併せてPFI方式で実施することを決定したことにより、事業の目標とスケジュール並びに事業概要について修正をするものでございます。

次に25ページのスクールカウンセラー配置事業・スクールソーシャルワーカー配置事業においては、令和4年度に拠点校数が当初の計画の14校から15校へと拡充が見込まれるため、スクールソーシャルワーカーのスケジュールにおいて、令和4年度の拠点校数を15校に、令和5年度は17校から18校に増やすとともに、それぞれの活用回数の拡充をはかるものでございます。また、事業の目標である相談数を令和4年度は、2,200件から2,300件に、令和5年度は、2,700件から2,800件に増やす修正を行うものでございます。

続きまして日程第2「議案第7号 東大阪市立図書館基本構想改訂の件」につきましては、コロナ禍において、市立図書館を含む文化複合施設の整備計画が令和2年10月に2年程度の期間、一旦凍結するとの判断が市においてされたことを受け、令和3年度までを計画期間としていた現在の基本構想のスケジュールを1年間延長し、この間の状況の整理も含め、一部改訂を行うものでございます。

続きまして日程第3「議案第8号 平成31年に生起したいじめ重大事態の件」につきましては、本市いじめ問題専門委員会が作成した調査報告書を受け、本市教育委員会として、そのいじめ重大事態の総括及び再発防止に向けた取組みについて決定するものでございます。

続きまして日程第4「議案第9号 令和4年度中学生チャレンジテストへの参加の件」につきましては、令和4年度に実施される中学生チャレンジテストへの参加について決定するものでございます。なお、第1学年においては、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年においては、国語、社会、数学、理科及び英語となっております。

続きまして日程第6「議案第11号 東大阪市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、令和4年度をもって廃印となる公印について、別表から削除する等所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第7「議案第12号 東大阪市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、令和3年度に東大阪市立日新高等学校商業科の定員を40名減員し、同校の収容定員を800名に変更したことに伴い、令和4年度及び令和5年度の収容定員についてもそれぞれ40名の減員となることから所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第8「議案第13号 東大阪市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、令和4年4月から若江小学校を学校給食センターの対象校に、八戸の里東小学校を玉串共同調理場の対象校とすることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第9「議案第14号 東大阪市立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、社会教育センターの開館日に月曜日を加え、社会教育センター及び分館の土曜日の開館時間を17時までに変更する等所要の改正を行うものでございます。

続きまして日程第10「議案第15号 東大阪市立学校屋内運動場空調設備等整備事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、選定委員会の委員について、新たに委員7名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和4年4月1日から事業者の選定にあたって審査が終了するまででございます。

続きまして日程第11「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきましては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第2号「令和4年第1回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和4年第1回定例会提出議案につきまして、2月22日付で、これを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず、資料1ページからの「令和3年度東大阪市一般会計補正予算（第12回）に関する専決事項報告の件」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,680万円を追加し、歳入歳

出の予算総額をそれぞれ2,355億891万7千円とするものでございます。なお、このうち教育費につきましては、新型コロナウイルス感染症検査拡充経費の消耗品費として6,000万円を増額する専決処分を行ったものの報告でございます。

次に、資料6ページからの「東大阪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定の件」につきましては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の趣旨にのっとり、行政手続のオンライン化をより一層推進するため条例の制定を行うものでございます。

次に、資料14ページからの「東大阪市旅費支給条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、職員の単身赴任手当に関する規定を整備することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料36ページからの「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、執行機関の附属機関を設置するため、所要の改正を行うものであり、教育委員会にかかるものと致しましては、東大阪市立児童文化スポーツセンタープラネタリウム機器更新等業務委託事業者の選定にあたり、委員会を設置する旨の規定を追加するものでございます。

次に、資料41ページからの「東大阪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、国家公務員及び民間労働者における育児休業制度の改正を踏まえ、本市職員の育児休業制度について所要の改正を行うものでございます。

次に、資料48ページからの「東大阪市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、特別職の職員の報酬について所要の改正を行うものであり、教育委員会にかかるものと致しましては、学校運営協議会委員の報酬額の規定を追加するものでございます。

次に、資料51ページからの「市長及び副市長の退職手当に関する条例及び東大阪市職員退職手当条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、特別職の職員の退職手当に関する規定を整理する等所要の改正を行うものでございます。

次に、資料63ページからの「東大阪市立社会教育センター条例の一部を改正する条例

制定の件」につきましては、社会教育センター高井田東公民分館の移転に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、資料66ページからの「令和3年度東大阪市一般会計補正予算（第13回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68億2,811万4千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,423億3,703万1千円とするものでございます。このうち教育費につきましては、小学校給食無償化事業、修学旅行等にかかるキャンセル料補助ならびに小学校、中学校の校舎等整備工事費等の増額、一般職員人件費等の減額をあわせまして、10億3,700万3千円を増額するもので、これにより補正後の教育費は171億7,323万7千円となります。なお、当議案につきましては、先議案件として令和4年3月2日の文教委員会において先に審議をされ、既に議決されたものでございます。

次に、資料79ページからの「令和4年度東大阪市一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算額をそれぞれ2,098億3,361万2千円とするものでございます。このうち教育費といたしましては、学校園経費といたしまして小学校、中学校の校舎整備など施設整備費のほか、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼稚園管理運営費などをあわせまして82億2,723万7千円を計上いたしますとともに、社会教育費では青少年対策費、公民館費、図書館費など32億7,745万3千円を計上し、保健体育費では施設管理運営経費など7億7,051万6千円を計上し、教育総務費とあわせまして教育費として総額156億2,226万1千円を計上しております。

次に、資料118ページからの「令和4年度東大阪市奨学事業特別会計予算」につきましては、奨学資金貸付金、基金積立金及び事務費をあわせまして総額3,572万6千円を計上しております。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

ただいま、本日審議をしていただく議案につきまして一括して説明をさせていただきますが、日程第3「議案第8号 平成31年に生じたいじめ重大事態の件」につきましては、もう少し詳しく説明をする必要があると考えておりますので、諸角教育次長よりその内容を説明してください。

【諸角教育次長】

本市では、平成31年1月に、当時、市立中学2年生女子生徒が、自宅にて自死行為に及び、翌月に命を失うという事案が発生いたしました。

教育委員会は、発生当初において学校から、部活動でのトラブルとその指導に関係する事案ではないかとの報告をうけていましたが、ご遺族との協議の中で、四十九日を過ぎた後に、いじめの可能性があるとの申し出もあり、学校での調査を行いました。その後、さらに第三者性を担保した原因究明の必要があるとの判断に至り、「当該生徒に対するいじめの有無」、「当該生徒に対する学校の指導方法」、「当該生徒が有する発達障害に関する学校の配慮状況」、「事案発生後の学校と教育委員会の対応」について、東大阪市いじめ問題専門委員会による調査を行うこととしました。およそ1年と3か月の調査の後、再発防止策を含めた調査報告書がまとめられました。教育委員会として、調査報告書の内容に疑義はなく、そのすべてを重く受け止めていることも含め、ご遺族にもご報告いたしました。そして、調査報告書を基に、学校と共に、ご遺族から意見をいただきつつ、保護者説明会、調査報告書の公表を経て現在に至っております。

今回、改めて事務局として本資料を作成し、学校園に周知したいと考えておりますのは、本資料は、この事案を決して風化させることなく、子どもの未来に保護者とともに責任を持つものとして、二度と同じような事案をおこさせないという強い決意を示し、学校での指導、支援のあり方について謙虚に振り返り、学校として不十分であった点、教育委員会として不十分であった点を例示して、教職員の資質向上、学校体制の強化に努めるなど、再発防止を進めることを目的としております。なお、本資料の作成にあたりご遺族の協力もいただきましたので、その様子を担当より報告をさせていただきます。

【鳥居学校教育推進室参事】

本資料作成にあたり、内容精査を行い、本年1月に、本資料作成の意図と、すべてを反映することは難しいものの、今後の実践にいかすため、ご遺族からご意見をいただきたい旨を説明して、原案をお渡ししています。

ご遺族からは、内容について「謝罪の言葉が明記されていないなど、不十分な点があり納得しかねる」との意見をいただきました。また「なんのために意見をきくのか」などの意見もいただきました。

しかし、本資料は、事案を風化させず再発防止に向けて、教育委員会としての見解を、市立学校園に発信する主旨であることを改めて説明させていただきました。そのうえで、ご意見いただいたことを重く受けとめ、理解した上で、学校園長に対しての指導の際にも、そのご意見を活かさせていただくことを約束して、原案の大きな変更はせずに、教育委員会の会議にて審議いただくことを伝えました。

事務局といたしましては、ご遺族の思いと共に、本資料を示すことで、改めて再発防止に努めていきたいと考えておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

【土屋教育長】

ただいま議案第8号につきましては、補充的な説明も含めてさせていただきました。他の案件も含めまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【秦委員】

この文と言うのは、学校園の指導をしてくださる先生方に提示されるということによろしいのでしょうか。

【諸角教育次長】

そのとおりでございます。教職員、管理職、東大阪の教育にかかわる者に対して改めて

通知を行いたいという趣旨のものでございます。

【秦委員】

例えば、本当に困っている生徒がいらっしゃったときに、なかなか他に打ち明けることが出来ないとき、逃げ場としてなんですけれども、しばらくの間、学校をお休みができたというような、そういうこともこの中の意味合いとして含まれるのでしょうか。

【諸角教育次長】

柔軟な対応というものがすごく大切であると思っております。もちろん学校教育ですので教育課程をおさめるということも大切ですが、やはり一番命が大事と考えますので、そのあたり柔軟に対応をしていくということを含んでおります。

【土屋教育長】

今回の議案ですが、内容的に言いますと令和2年に調査委員会の報告書が出ましたけれども、その内容を踏まえてということでの整理と理解してよろしいのでしょうか。

【諸角教育次長】

令和2年の調査報告書をもって、改めて学校園が必ずすべきこと、それから特に今回あげさせていただく部分につきましては、発達障害という大きな課題にしっかりと向き合っていく、そういった意味あいをもっているものでございます。

【土屋教育長】

いわゆる発達障害、特別支援を必要とする児童、生徒に対する取組みというのは、今回の事案をうけて、我々の重大な決意を学校園で共有するという意味であろうと思っておりますけれども、それにとどまらず、今後においても、特別支援、配慮を必要とする児童、生徒に対するあり方、このことについて教育委員会として、今後どのように進めていくの

かという概括的な考え方があれば説明をいただけますか。

【諸角教育次長】

法律の中で合理的配慮ということばで、学校園が出来ることは何であろうかということを考えるように法令で定められたところでは、そのことも含めまして、具体的に学校として、しっかりと何が出来るのかということ、保護者、本人に寄り添いながら考えていく、その姿勢をしっかりと続けて参りたいというふうに考えております。

【土屋教育長】

もう1つ今の報告の中で、ご遺族の方にご了解をいただけていない、謝罪の意をこの文章の中で表されていないのではないかという説明があったが、ご遺族のお気持ち、思いに対しては、今後においても我々としても真摯に向かい合う必要があると思っておりますがその辺りいかがでしょうか。

【諸角教育次長】

資料作成にあたり、実際に、ご遺族の方と意見をいただきながら作成をしてきたのですが、やはりお子様が亡くなった痛みというのは、この作成によって癒えるものではなく、やはり強い憤りの思いというものを、受け止めさせていただきました。これからはしっかりとその思いを受け止めながら、ご遺族とは対応をしていきたいと考えております。

【堤教育長職務代理者】

亡くなられた生徒のご冥福をお祈りいたします。

普段から、保護者はもちろん、先生方も子ども達のことを思って一生懸命教育活動をしていく中で、色んな困りごとがあると思います。こういう事態になるまでに色んな事があったんだと思うんですね。だから、みんな分からないじゃないですか。どれだけ専門家であっても、本当に本人の気持ちであるとか状態というのは。だけれども、それをメンタル

的なケアができる、教育委員会でできることは、システム、皆が困ったときにすぐに相談が出来る、そういう事態をどういう風に受け止めて、どういう風にしていくのかということが、すぐに関係者の人たちだけではなく、生徒もそうですし、先生方全体でもそうですし、すぐにどういう対応をしたら良いんだろうということと、話し合いや相談が出来る体制というのは、今までもセンターなどでよくやっていただいていることは分かっていますが、より一層。こういう不透明な時代に大人もどうやって生きていったら良いのか分からない、子ども達もましてそうですし。

【諸角教育次長】

教員に対して、責任者として、発達支援、障害者に対する理解、自分が何が出来るのかというそういった思いを喚起するとともに、教育委員会としてできる部分につきましては、積極的に教職員達のスキルアップをはかり、また、スクールカウンセラー、その他外部人材を有効に活用して、子どもが二度とこのような事態に陥らないように、事前に把握し、対応できるように努めてまいりたいと思っております。

【堤教育長職務代理者】

悩んでいる子ども達だけではなくて、保護者の方の悩みを相談できるところがなかなかない。それとともに先生方のメンタルも心配なので、おっしゃっていただくように、色々な専門家の方が色々な角度でアプローチしてくださる、当該者にとっては、相談できるシステムにより迅速に、より深くアクセスできるそういうシステムをお願いしたいと思いません。

【土屋教育長】

私からも一言申し上げさせていただきます。

若い中学生が命を絶ったということにつきましては、本当に深く受け止めていかなければならない。このように思っています。

そのうえで、各委員からご意見を頂戴いたしました。この死を起点に、今日も3万人以上の子ども達が本市の学校に通っております。そんな中でこういうことを起こさないために、もちろん、感情的な問題もございますけれども、そのことも超えて、この報告書にありましたような発達障害の専門的な理解でありますような医療を含めた相談体制、今、堤教育長職務代理者からございましたけれども子どもたち自身、あるいは保護者、そして今お話をいただきました教員も含めた相談をどう築きあげていくかという、我々として分析をしたうえで、体制をつくり続けていく、そういうことが必要であろうと思っております。

この事案を我々としても本当に真摯に受け止め、また、4月に新たに子ども達が学校に入っまいりますので、そういう中でこういうことをおこさないように教育委員会全体で全力を挙げて参りたいとこのように思っております。大変申し訳ございません。

【土屋教育長】

他にございませんでしょうか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

それでは、日程第1「議案第6号」から日程第11「報告第2号」までの案件につきまして、原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第6号 第2期東大阪市教育施策アクションプラン改訂の件」から日程第11「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までの案件につきましては、原案のとおり可決及び承認することと決しました。

【土屋教育長】

次に、口頭報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

施設整備室 5件

社会教育課 1件

青少年教育課 1件

・後援名義

教育政策室 1件

学校教育推進室 3件

高等学校課 1件

青少年教育課 2件

【土屋教育長】

口頭報告について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【各委員】

(質問、意見等)

【土屋教育長】

他にございませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

口頭報告につきましては、ただいまの報告のとおりとさせていただきます。

それでは、これから審議を行う日程第5「議案第10号 市立幼稚園及び幼稚園型認定こども園教職員（管理職）異動の件」につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、非公開審議の件については、学校教育部にかかる案件ですので、両教育次長、学校教育部長、出口学校教育部次長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いします。また、林学校教育推進室次長の入室をお願いします。

※傍聴者退席

～非公開審議～

【土屋教育長】

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局より】

次回の教育委員会議につきましては、令和4年4月18日（月曜日）午後2時より開会
する予定にしております。

【土屋教育長】

それでは、これをもちまして閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大
変ご苦労様でした。

会議録署名委員

| | |
|--------------|-------|
| 東大阪市教育委員会教育長 | 土屋 宝土 |
| 東大阪市教育委員会委員 | 秦 卓宏 |